

令和7年10月30日

事業者各位

「令和7年度横浜市発注工事の施工体制に関する一斉点検」の実施について

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要です。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においては、施工体制の適正化や安全衛生、その他の労働環境改善の配慮がうたわれており、より一層の適正な施工体制の確保及び徹底が求められています。

工事現場の適正な施工体制の確保並びに徹底を図るため、国土交通省の「施工体制に関する全国一斉点検」の実施に合わせ、横浜市も昨年度に引き続き一斉点検を行います。

1 点検実施時期

令和7年10月から12月を「令和7年度横浜市発注工事の施工体制に関する一斉点検」期間とし、期間内に任意の実施日を定めて実施します。

2 点検対象工事

請負金額が4,500万円（建築工事においては9,000万円）以上の施工中の工事から選定して点検を実施します。

3 点検内容

(1) 基本点検

監理技術者等の配置状況、施工体制台帳の備え付け状況、下請契約の締結状況

(2) 一括下請点検

元請負人の下請施工の関与状況、紛らわしい施工体系の点検

(3) 下請負人の点検

下請負人の主任技術者の配置状況等

問い合わせ

横浜市財政局公共事業調整課

電話 045-671-2025